

# 未就学児の福祉医療費助成制度



未就学児の現物給付(窓口無料)を実施しています

(三重県内の対応医療機関のみ)

福祉医療費助成制度は、原則、窓口負担後に助成していますが、平成30年9月から、0歳から6歳到達年度末(4月1日生まれは前月末日まで)の未就学児で、下記の一定条件に該当する場合、窓口負担をなくす、現物給付方式となっています。

受診の際は、医療機関窓口へ資格証の提示をお願いします。

条件(すべてに該当すること。一部例外あり。該当しない場合は従来どおりです)

- ・未就学児であること(0歳から6歳到達年度末(4月1日生まれは前月末日まで))
- ・志摩市在住で、住所地の福祉医療の受給資格があること  
(お住まいの市が発行する福祉医療費受給資格証をもっていること。例:志摩市在住で、志摩市発行の資格証がある)
- ・三重県内の現物給付対応の医療機関で、保険適用の医療費であること(令和元年9月より県内に拡大)
- ・受診時に現物給付の受給資格証を提示すること
- ・国民健康保険加入の方で、高額な医療費が発生する場合は限度額適用認定証を提示すること
- ・保育所などで怪我をした場合など、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象でないこと



## 償還払い方式(従来)

医療費(保険適用分)を窓口負担し、2~3ヶ月後に口座振込で助成を受ける方式

## 現物給付方式

医療費(保険適用分)を窓口負担せず、その場で助成を受ける方式

## 現物給付用受給資格証の使い方

医療機関受診時、保険証と一緒に、資格証を窓口へ**毎回提示してください。**

- ・受給資格証(受診の度、毎回提示)
- ・保険証
- ・限度額適用認定証(入院等高額時のみ)

医療機関等の  
窓口で提示

窓口負担なし



志摩市福祉医療費受給資格証 子ども		現物給付 志摩市福祉医療費受給資格証 子ども ※現物給付対応医療機関のみ有効	
受給資格証 番号	00000000	公費負担番号	01240715
氏名	シマ タロウ	公費後払番号	△△△△△△△△
生年月日	平成 28 年 9 月 1 日	性別	男
住所	志摩市阿	氏名	志摩 太郎
受給者氏名	志摩 太郎	生年月日	平成 28 年 9 月 1 日
有効期間	平成 30 年 9 月 1 日から 平成 31 年 8 月 31 日まで	性別	男
交付年月日	平成 30 年 9 月 1 日	発行機関名	志摩市長【公印】
発行機関名	志摩市長【公印】	<small>志摩市外へ転出した場合等、資格喪失後は使用できません。 なお一応用上は、志摩市の領金が発生します。 証は速やかに返却してください。 ※医療機関等の窓口で、保険証証書ともに提示してください。 ※市外医療機関等において、現物給付に対応していない場合があります。 ので、受診の前に医療機関等に確認ください。</small>	

※現物給付方式の場合でも、健康診断や予防接種、入院時の個室代など保険適用外の費用や食事費用などは窓口負担となります。  
※受診時に受給資格証の提示がない場合、窓口にて医療費をお支払いください。後日、医療機関に受給資格証を提示いただければ、償還払い方式で助成します。

※市外へ転出した等で、福祉医療の受給資格を喪失した後に誤って使用した(現物給付で助成を受けた)場合、市へ返金いただくこととなります。

※柔道整復(接骨院など)の診療分は、償還払い方式となります。

お問い合わせはお住まいの住所地へ

●志摩市役所 保険年金課(1階④番窓口)  
後期高齢者・福祉医療係  
TEL: 0599-44-0213 FAX: 0599-44-5260